

令和6年10月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	鍛冶内 (鍛冶内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月18日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当農区は特別指定区域に指定されており、農地の50%は将来の住宅地、小規模事業地ができる「集落地域」となっている。残りの50%の農地は、「農業区域」に指定しているが、その大部分の農地が幅2.5m未満の里道にしか面さない農地となっている。

農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者の目途がついていない農家が約63%にのぼる。

現在は耕作、維持管理を何とかできているが、高齢化、後継者不在により規模縮小や耕作しない農地が増えると考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地面積が小さく、農家数も少ないため、集落営農を立ち上げることは現実問題として不可能である。また、整形でなく、小さく、広い進入路も確保できていない農地が多いため、地域外の経営体を呼び込むことも非常に難しい。そのため、現実的には、耕作できなくなった農地を、有志で耕うんや草刈りを行う「保全・管理」に移行することになると考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

鍛冶内地区まちづくり協議会が作成した鍛冶内地区土地利用計画にて、農業区域とした農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手がいない状況においては、積極的に集約化をすることは考えていない。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農家に規模縮小や離農の意向がある場合は、同意が得られる範囲で、担い手の経営意向を踏まえつつ農地中間管理機構へ貸付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大区画のための基盤整備を行うに適した農地が限られており、鍛冶内地区だけでの実現化はできないため、隣接した重国地区が基盤整備を行う場合には、参加させていただく予定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
積極的に担い手を確保することは考えていない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									